

農林業における地域課題解決に
必要な取組をご提案ください。

～ 農林業振興基金 ～

単独事業

【補助率】
1/2以内

【補助上限】
**300万円程度
予算の範囲内で決定**

国県等補助対象事業

【補助率】
事業主体負担の
1/2以内※

【補助上限】
**事業費を基に
予算の範囲内で決定**

※補助対象事業費内における事業主体負担が
支援対象となります。

福島市農業・農村振興計画の目指す姿である「次世代に向け持続成長する農業」を実現するため、農林業の健全な発展に資する下図①～⑩の施策に係る事業であって、**地域の課題を解決するために必要な取組を支援します。**

①担い手の
確保・育成

②多様な人材
の活躍促進

③生産性・収
益性の向上

④農業経営の
安定化

⑤6次産業化
の推進

⑥農村環境の
保全

⑦農村環境の
活用

⑧農産物の安全
性の確保と
品質保持

⑨気候変動
への対応

⑩消費拡大の
推進

取組例

- ・地域が鳥獣被害対策として有償ボランティアによる草刈りを実施。(終期設定必要)
- ・地域として農地の集積、営農面積拡大に取り組むにあたり、必要となる農業用機械等を導入する。

対象者：市内全域 3戸以上で組織する農業者団体

※個人での提案はできませんのでご注意ください。

提案方法：福島市ホームページ掲載の提案書(指定の様式)に必要な事項を記載のうえ、必要提出書類とともに**各地区の区域協議会に所属する農業委員・農地利用最適化推進委員へ提出**をお願いします。(わからない場合は、市農業企画課へお問い合わせ下さい。)

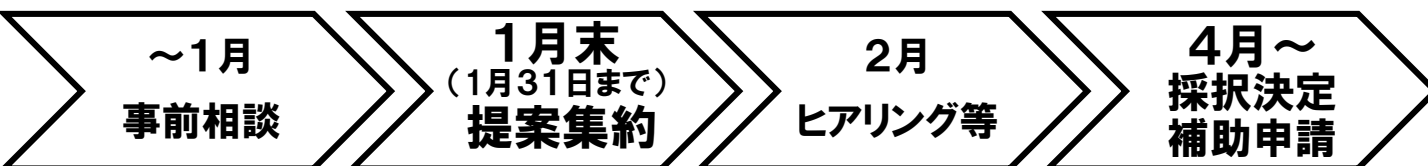
提出期限：令和6年1月31日(水)

裏面へ続く

これまでの経過について

農山漁村再生可能エネルギー法施行により組織された福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において、あづま小富士第一発電所及び松川水原第二発電所に係る発電計画に対し「発電事業者は売電収入実績の3%に相当する金額を市に拠出し、市は拠出額を財源として農林業の健全な発展に資する取組を実施する」ことを決定しました。
福島市では令和5年3月に農林業振興基金を設置し、発電事業者からの拠出金の積み立てを開始しました。
また、地域から提案を受けて課題解決に取り組む「提案事業」と、市が特に強化が必要と判断する分野を重点的に対処する「推進事業」とに分けて取り組むこととしました。

提案の流れ



○主な採択要件など○

- ①事業実施方針に合致していること
- ②事業計画の達成見込みがあること
- ③事業効果の持続性が期待できること
- ④単年度事業を基本とする
(個々の契約の期間が単一年度内であれば複数年にまたがる事業も対象)
- ⑤採択件数は予算の範囲内において決定

◆対象外とする取組◆

- a 農林業の振興に資すると認められないものや他の事業により実施するもの(単なる市道の修繕等)
- b 施設等の大規模なハード整備など地域の実情に照らして過大と判断されるもの
- c 恒常的な維持管理がかかるもの(終期を設定するものは可 ※概ね5年)
- d 農家個人の支援(3戸以上の農業者団体としての取組が対象)

Q&A

Q 『3戸以上の農業者団体』とはどのような団体か？

A 例えば、3戸以上の農業者が加盟する中山間の集落協定です。
既存組織がない場合でも、区域内の3戸以上の方がまとまっていれば、提案対象団体とすることができます。

Q 国県補助対象事業の【補助率】で事業主負担の1/2以内とは、どういう意味か？

A 例として、事業費が200万円の提案事業に対し、国補助が補助率1/2、補助上限100万円の場合、補助対象事業費中の事業主体負担は100万円となります。その1/2以内を市が補助しますので国補助、提案者負担、市(基金)補助はそれぞれ次の図のようになります。



お問い合わせ等

事業の提案にあたっては、必ず事前にご相談・お問い合わせください。また、詳しい情報につきましては、市のホームページをご参照ください。

福島市役所3階 農業企画課
TEL:525-3726

福島市 農林業振興基金



令和6年度からの事業となりますので、記載内容を確約・決定するものではありません。